

労働WGの法人の概要

- 労働安全衛生総合研究所
- 労働者健康福祉機構
- 勤労者退職金共済機構
- 高齢・障害・求職者雇用支援機構
- 労働政策研究・研修機構

独立行政法人 労働安全衛生総合研究所の概要

1. 設立目的

事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うことにより、職場における労働者の安全及び健康の確保に資することを目的とする。

2. 設立時期 平成18年4月1日

3. 役職員数（平成27年4月1日現在）

役員 5名（理事長1名、理事2名、監事2名（うち非常勤1名））
職員 98名

4. 業務概要

職場における労働者の安全及び健康の確保に資することを目的として、以下の研究を重点的に実施。また、厚生労働大臣の指示を受けて、労働災害の原因の調査及び立入検査を行う。

（1）産業社会の変化により生じる労働安全衛生の課題に関する研究

労働者の働き方等が変化することに伴い、職場のストレス、長時間労働及び交替制勤務等がメンタルヘルスなどの健康に及ぼす影響について分析し、その予防に関する研究を実施する。また、技術革新等により新たに産業現場で取り扱われる新材料や新技術に起因する労働災害に対する予防的対応に関する研究を実施する。

（2）産業現場における危険・有害性に関する研究

労働災害の多発している作業、起因物質等に着目し、墜落、爆発、化学物質、物理的因子等現場における危険・有害性について分析し、講ずべき対策に関する研究を実施する。

（3）職場のリスク評価とリスク管理に関する研究

職場における危険・有害因子へのばく露評価手法、リスク評価法等の確立や、リスク管理を効果的に実施していくための支援ツールの開発に関する研究を実施する。

独立行政法人 労働者健康福祉機構の概要

1. 設立目的

療養施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、未払賃金の立替払事業等を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

2. 設立時期 平成16年4月1日

3. 役職員数（平成27年4月1日現在）

役員 7名（理事長1名、理事4名、監事2名）

職員 15,878名（本部136名、施設15,742名）

4. 業務概要

（1）療養施設の設置及び運営

労災病院（労災看護専門学校を含む）、労災疾病研究センター、治療就労両立支援センター、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいて労災疾病に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰支援等を実施。

（2）労働者の健康に関する業務を行う者に対する援助等を行う施設の設置及び運営

産業保健総合支援センターにおいて、労働者の健康管理等についての知識及び技能に関する産業医、衛生管理者等への研修、情報の提供及び相談その他の援助を実施。

（3）未払賃金立替払事業

事業場の倒産等により未払となった賃金等を、事業主に替わって労働者に支払う事業を実施。

（4）リハビリテーション施設の設置及び運営

労災リハビリテーション作業所において、症状が固定した重度のせき損患者及び下肢障害者の自立更生のための事業を実施。

（5）納骨堂の設置及び運営

産業災害による殉職者の御霊を奉安するため霊堂を設置し、産業殉職者合祀慰霊式を実施。

～経過業務～

廃止した労働安全衛生融資の債権管理及び回収等業務を実施。

5. 施設等

労災病院	30 病院
労災疾病研究センター	1 箇所
治療就労両立支援センター	9 箇所
医療リハビリテーションセンター	1 施設
総合せき損センター	1 施設
産業保健総合支援センター	47 施設
労災リハビリテーション作業所	1 施設
納骨堂	1 施設

独立行政法人 勤労者退職金共済機構の概要

1. 設立目的

中小企業退職金共済法の規定による中小企業退職金共済制度（一般の中小企業退職金共済制度、特定業種退職金共済制度）を運営するとともに、勤労者の計画的な財産形成の促進の業務を行うことを目的とする。

2. 設立時期 平成15年10月1日

3. 役職員数（平成27年4月1日現在）

役員 6名（理事長1名、理事長代理1名、理事2名、監事2名
（うち非常勤1名））

職員 257名

4. 業務概要

（1）中小企業退職金共済制度

○一般の中小企業退職金共済制度

中小企業の従業員（雇用形態を問わない）を対象とし、事業主が金融機関を通じて毎月一定の掛金を納付すると、従業員が退職したときに、機構から直接当該従業員に退職金が支給される仕組みである。

○特定業種退職金共済制度

特定業種（厚生労働大臣が指定：現在、建設業、清酒製造業、林業の三業種）において期間雇用される従業員を対象とし、現場で働く期間雇用者が所持する共済手帳に事業主が雇用日数に応じ共済証紙（日額：建設業310円、清酒製造業300円、林業460円）を貼付し、当該期間雇用者が業界で働くことをやめたときに、機構から直接当該期間雇用者に退職金が支給される仕組みである。

（2）勤労者財産形成促進制度

○勤労者財産形成持家融資制度

勤労者の財産形成を促進し、生活の安定を図るため、財形貯蓄を1年以上行っている勤労者を対象に、勤労者本人が居住する住宅を建設、購入または改良するために必要な資金を、事業主等を通じて、財形貯蓄残高の10倍（最高4,000万円）まで低利で融資する仕組みである。

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構の概要

1. 設立目的

高齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給、高齢者等の雇用に関する技術的事項についての事業主等に対する相談その他の援助、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営、障害者の雇用に伴う経済的負担の調整の実施その他高齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務並びに求職者その他の労働者の職業能力の開発及び向上を促進するための施設の設置及び運営の業務等を行うことにより、高齢者等及び障害者並びに求職者その他の労働者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

2. 設立時期 平成15年10月1日

3. 役職員数（平成27年4月1日現在）

役員 8名（理事長1名、理事長代理1名、理事4名、
監事2名（うち非常勤1名））
職員 3,644名

4. 業務概要

（1）高齢者の雇用支援に関する業務

- ① 高齢者雇用に関する給付金の支給業務
- ② 高齢者雇用に関する事業主等に対する相談その他の援助業務

（2）障害者の雇用支援に関する業務

- ① 障害者職業センターの設置運營業務
- ② 障害者職業能力開発校の運営
- ③ 障害者雇用納付金関係業務

（3）職業能力開発に関する業務

- ① 職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発促進センター並びに職業能力開発総合大学校の設置運営等の業務
- ② 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に基づく職業訓練の認定に関する業務

（4）雇用促進住宅に関する業務（暫定業務）

- ① 雇用促進住宅を譲渡又は廃止する業務並びに譲渡等するまでの間の管理運營業務

独立行政法人 労働政策研究・研修機構の概要

1. 設立目的

労働政策についての総合的な調査及び研究等並びにその成果の普及を行うとともに、その成果を活用して厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員その他の関係者に対する研修を行うことにより、我が国の労働政策の立案及びその効果的かつ効率的な推進に寄与し、もって労働者の福祉の増進と経済の発展に資することを目的とする。

2. 設立時期 平成15年10月1日

3. 役職員数（平成27年4月1日現在）

役員	5名（理事長1名、理事2名、監事2名（うち非常勤1名））
職員	99名

4. 業務概要

（1）労働政策についての総合的な調査及び研究を行うこと

※ 現在の中期目標期間（平成24年4月から平成29年3月まで）においては、中長期的な労働政策の課題に係る「プロジェクト研究」、厚生労働省からの要請に基づいた重要性の高い新たな政策課題に係る「課題研究」、厚生労働省の緊急の調査ニーズに迅速・的確に対応するための「緊急調査」を実施。

（2）労働政策についての情報及び資料を収集し、及び整理すること

（3）労働政策の研究促進のため、研究者及び有識者を海外から招へいし、及び海外に派遣すること

（4）調査研究結果等の成果の普及及び政策の提言を行うこと

（5）厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員等に対する研修を行うこと